



問 安全管理者の選任対象事業場、職務等について、教えてください。

答 労働安全衛生法（以下「法」という）では、企業の自主的な安全衛生活動を制度的に担保するため安全衛生管理組織の設置について規定しています。

【安全管理者の選任対象事業場】
まず、安全管理者の選任対象事業場は、製造業、運送業、建設業、各種商品卸売業・小売業、旅館業等一定の業種で常時50人以上の

労働者を使用するものとなっています。（施行令第3条）

【安全管理者の職務】

次に、安全管理者の職務は、総括安全衛生管理者が統括管理すべき法第10条第1項の業務（①労働者の危険又は健康障害防止措置に関すること、②安全衛生教育に関すること等）のうち安全に係る技術的事項を担当することとなっています。（法第11条第1項）

◆ **安全管理者の選任・職務** ◆

池戸 宏光

危険のおそれがあるときは、直ちにその危険を防止するため必要な措置を講じなければならぬことが定められています。（労働安全衛生規則（以下、「安規」という）第6条第1項）

「危険を防止するため必要な措置」とは、その権限内において直ちに所要の是正措置を講ずるほか、事業者等に報告してその指示を受けることとされています。そのため、安全管理者がそ

の職務を十分に遂行するためには、安全に関する措置をなす権限が与えられていなければならないことが定められています。（安規第6条第2項）

「安全に関する措置」とは、安全管理者が行うべき措置をいい、具体的な事項として①建設物、設備、作業方法に危険がある場合における応急措置、又は適当な防止措置、②安全装置、

保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備、③作業の安全についての教育及び訓練等が示されています。

安全管理者に次の①②の職務を行わせていなかったとして法第11条違反の疑いで事業者を送検した極めて珍しい事例があります。

- ①作業場等の巡視違反
- 氷柱の除去作業において氷柱の下敷きとなり死亡し

た災害に関連し、作業場の巡視を行わせていなかった疑いで旅館業者を送検

●コンテナでの運搬作業においてコンテナが倒壊して下敷きとなり重傷を負った災害に関連し、作業場の巡視を行わせていなかった疑いで運送業者を送検

②安全衛生教育の実施違反

●放射線被ばくで死亡した災害に関連し、安全のための教育を実施させていなかった疑いで核燃料加工会社を送検

事業者は、安全管理者を選任する義務と安全管理者に安全に係る技術的事項を管理させる義務を負っています。従って、単に安全管理者を選任しただけでは、義務を果たしたことはならず安全管理者の職務の実施状況を監督し、必要な指示等を行う必要があります。十分に職務を行っていないのを放置していた場合などは責任を問われることにもなります。

送検事例は、安全管理者の職務実施を直接問題としていない安全衛生管理体制を問題としているものとも考えられます。安全管理者の積極的活用等により安全活動がマンネリ化・形骸化に陥らないよう常に厳しくチェックすることが肝要と思われま

《参考通達》昭和47年9月18日、基発第601号の1、602号
（池戸労務安全管理事務所 所長）